

九州大学アイソトープ統合安全管理センター動物実験委員会内規

平成21年10月1日制定
最終改正：令和2年4月1日

(設置)

第1条 九州大学アイソトープ統合安全管理センターに、九州大学動物実験規則（平成26年度九大規則第129号。以下「規則」という。）第8条及び九州大学動物実験委員会規程（平成16年度九大規程第195号。）第4条の規定に基づき、アイソトープ統合安全管理センター動物実験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 動物実験責任者が申請した動物実験計画及び承認を得た動物実験計画の変更について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、事前審査を行い、その結果を、アイソトープ統合安全管理センター長（以下「センター長」という。）に報告すること。
- (2) 実験動物の飼養保管及び動物実験に係る安全確保に配慮すること。
- (3) 動物実験等において、感染、環境汚染その他の事故が発生したときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の経緯、事後の処理等について、センター長に報告すること。
- (4) 動物実験の実施について、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に関し、自己点検・評価を行い、その結果を、センター長及び「九州大学動物実験委員会」に報告すること。
- (5) その他アイソトープ統合安全管理センターにおける適切な実験動物の飼養保管及び動物実験等に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) 九州大学アイソトープ総合センター病院地区実験室長
 - (3) 九州大学アイソトープ総合センター伊都地区実験室長
 - (4) 規則第9条に規定するアイソトープ統合安全管理センターの部局動物実験主任者
 - (5) その他委員会が必要と認める者 若干人
- 2 前項第5号の委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 前項の委員は、センター長が任命する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を主宰する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(動物実験等の事前審査)

第7条 委員会は、動物実験等に関する法令及び本学の諸規則等との適合性に基づき、速やかに、事前審査を開始しなければならない。

- 2 委員は、自ら動物実験責任者となる計画の事前審査に加わることができない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、理学部等事務部において処理する。

(補則)

第9条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この内規は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日に遡って施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。